委　託　業　務　仕　様　書

平成２８年　７月
（四日市市上下水道局　下水建設課）

（優先順位）
第１　本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。
　１　質問回答書
　２　契約図書
　３　三重県業務委託共通仕様書

（共通事項）
第２　１　本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧）を準用する。
　また、試掘調査業務に当たっては「三重県公共工事共通仕様書」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧）を準用する。
２　他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
３　この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
　また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
４　三重県業務委託共通仕様書に基づき、契約金額１００万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

（土地への立入り等）
第３　現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また、業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

（施工管理工程）
第４　受託者は、契約締結後７日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書（以下「調書」という）に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の３日までに発注者に提出するものとする。
　ただし、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス（０５９－３５４－８３０３）にて可能とする。

（暴力団等不当介入に関する事項）
第５　１　契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２０年四日市市告示第２８号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２　暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）（１）（２）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

（特記仕様書）

第６　前項の他、別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第２　乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。） を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）紙媒体　シュレッダーによる裁断

（２）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア	設計積算条件	☑ 積算条件 ☑ 三重県県土整備部制定　令和2年11月制定版 ☑ その他（下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）平成30年度版） ☑ 単価適用日 ☑ 令和3年4月1日制定【令和3年5月1日　一部改訂】 □ その他（　　）
イ	適用図書	☑ 設計業務等委託契約書 ☑ 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正　令和3年4月） □ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正　令和3年4月） ☑ 下水道設計指針（四日市市上下水道局下水建設課）【平成１９年制定】 ☑ 下水道管渠施設耐震設計の手引き（四日市市上下水道局下水建設課）【平成２６年制定】 □ その他（
ウ	業務計画等	☑ 契約締結後１４日(休日等を含む)以内に業務計画書(工程表)を監督職員に提出する。 ☑ 業務完了の１０日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ☑ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 □ その他（　　）
エ	成果の提出	☑ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和2年8月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ☑ 本業務における成果物の提出部数は、　（　☑ 報告書Ａ４版　両面印刷　２部 ☑ 図面　２部　☑ 縮小図面(Ａ３相当)２部　☑ 電子記憶媒体　２部　） ☑ 指示する期日までに提出する成果物あり。 （別途協議　　） ☑ 成果物の大きさについてはＡ版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 □ その他（　　）
オ	工程関係	☑ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名：令和2年度　ストックマネジメント計画に伴う詳細設計業務委託　） □ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） □ その他（　　）
カ	照査の実施	☑ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☑ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☑ その他（業務計画書とともに照査計画書を作成し提出すること）
キ	打合せ等	☑ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☑ 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 ☑ 設計協議は、第１回打合せ、中間打合せ３回、最終打合せとする。
ク	資料の貸与	☑ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （　四日市市公共下水道ストックマネジメント計画,ストックマネジメント計画策定に伴う調査業務委託の成果物　） （　令和2年度　ストックマネジメント計画に伴う詳細設計業務委託の成果物　）
ケ	業務条件	☑ 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計ＶＥ方式を採用する。
コ	その他	☑ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 ☑ 当業務において試掘が必要と判断された場合は、受託者にて試掘を行うこと。

（注）
１．上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
２．明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
３．別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局　下水建設課
令和３年５月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

明示項目		明示事項（条件及び内容）
コ　その他	□	新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、対象者との面談による説明等は極力控えること。汚水桝設置申請書の回収業務については、郵便により行うことを標準とし、回収処理に必要な返信用封筒については、設計業務前に公図調査を実施し地権者リストの作成を行い、対象者数分作成し監督職員に提出すること。 また、回収した申請書の内容について現地での確認を行い、状況に応じ対象者に説明、助言を行うこと。対象者が郵送しない場合には、再通知等の回収のための努力を行うこと。 （参考　汚水桝設置申請書回収費：〇件（想定）、１日標準回収件数は20件とし、回収作業は技術員とする。）
	☑	打合せや設計協議等の記録については受託者が作成し、発注者の確認を得ること。
	□	地下埋設物調査については管理者より資料を収集し、現地にて位置確認の立会いを実施すること。また、汚水管布設に伴い支障物件の移転が発生する場合は、支障物件移設平面図を作成すること。
	☑	関係機関との協議の際は受託者も同席すること。なお説明資料および占用する際に必要な書類等については、監督員の指示に従い作成すること。
	☑	流量計算に変更が生じた場合は、区画割施設平面図・流量表の見直しを行い、報告書に添付すること。
	☑	図面に汚水桝のタイプ表を添付すること。また、舗装展開図及び舗装面積表を作成すること。

（注）
1．上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2．明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3．別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局　下水建設課
令和３年５月

設計条件項目表

委託名		ストックマネジメント計画に伴う詳細設計業務委託（その2）
委託期間		契約の日　～　令和3年12月17日
委託場所		四日市　市内一円
マンホール更生工法（標準・特殊）		
	調査	有り
	設計計画	有り
	各種計算	有り
	図面作成	有り
	数量計算	有り
	照査	有り
	マンホール更生工法の比較検討	有り

調査対象施設一覧表

人孔番号	処理区の区分	合流・汚水の別	マンホール種別	L1地震動対応	L2地震動対応
208-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	
207-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	
207-2	笹川第5地区	汚水	1号	○	
206-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	
206-3	笹川第5地区	汚水	1号	○	
204-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	
202-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	
202-2	笹川第5地区	汚水	1号	○	
308-3	笹川第5地区	汚水	1号	○	○
401-4	笹川第5地区	汚水	1号	○	
402-1-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	
402-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	
403-4	笹川第5地区	汚水	1号	○	
404-5	笹川第5地区	汚水	1号	○	
404-3	笹川第5地区	汚水	1号	○	
404-2	笹川第5地区	汚水	1号	○	
405-25	笹川第5地区	汚水	1号	○	
405-24	笹川第5地区	汚水	1号	○	
403-2	笹川第5地区	汚水	1号	○	
312-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	○
301-3	笹川第5地区	汚水	1号	○	
301-2	笹川第5地区	汚水	1号	○	
313-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	○
311-1	笹川第5地区	汚水	1号	○	○
2388'-1	納屋排水区	合流	1号	○	○
2408-5	納屋排水区	合流	1号	○	○
148-3	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
148-4	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
317-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
318-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
318-2	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
319-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
320-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
321-3	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
338-2-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
339-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
340-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
341-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
412-2	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
2083-2	納屋排水区	合流	2号	○	○
2083-3	納屋排水区	合流	2号	○	○
2207'-5	納屋排水区	合流	2号	○	○
213-1	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
213-2	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
214-1	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
214-2	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
214-3	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
216-1	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
218-1	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
219-1	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
219-2	阿瀬知排水区	合流	特殊人孔	○	○
314-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
317-2	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
336-2	納屋排水区	合流	2号	○	○
1270-1-1	阿瀬知排水区	合流	1号	○	
1322-2	阿瀬知排水区	合流	1号	○	○
1522-1	阿瀬知排水区	合流	1号	○	
2201-1-2	納屋排水区	合流	2号	○	○
2233-1	納屋排水区	合流	3号	○	
2329-1	納屋排水区	合流	特殊人孔	○	○
2270-0	納屋排水区	合流	3号	○	